特別清算終結

令和４年（ヒ）第１号

徳島県阿南市畭町亀崎60番地２
清算株式会社　高砂海運株式会社
１　決定年月日　令和７年４月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所阿南支部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２号

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触296番地１
清算株式会社　白川商事株式会社
代表清算人　白川　文子
１　決定年月日　令和７年４月11日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

⑴　株式会社日本政策金融公庫
⑵　長崎県信用保証協会

以上

長崎地方裁判所壱岐支部

小規模個人再生による再生手続開始